

課題等対応のための平成25年5月の主な動き、取組

1 厳しい雇用失業情勢への対応（平成25年3月内容）

有効求人数	31,328人	対前年同月比	8.4%増
有効求職者数	42,171人	対前年同月比	4.6%減
有効求人倍率	0.70倍	対前月	0.02P増

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・引き続き、雇用調整助成金による雇用維持支援

2 平成25年3月新規学卒未内定者に対する支援の取組

(1) 高等学校卒業予定者

高等学校卒業予定者職業紹介状況（平成25年3月末現在）			
・求職者数	4,185人	対前年同月比	64人減
・内定者数	4,132人	対前年同月比	45人減
・内定率	98.7%	対前年同月比	0.4P増
		未内定者数	53人

○6月末までの「未就職卒業生への集中支援2013」による積極的な個別支援の実施

- ・個別求人開拓の実施
- ・学卒ジョブサポーター（高卒担当）による高等学校と連携した個別相談等の実施
- ・若年者等トライアル雇用制度を活用した一般求人から学卒求人への転用と未内定者とのマッチング

(2) 大学等卒業予定者

大学等卒業予定者の就職内定状況（25年3月末現在）			
・大学	内定率 90.2%	対前年同月比 3.9P増	未内定者数 176人
・短大	内定率 95.3%	対前年同月比 3.9P増	未内定者数 45人
・高専	内定率 100.0%	対前年同月比 0.0P減	未内定者数 0人

○6月末までの「未就職卒業生への集中支援2013」による積極的な個別支援の実施

- ・新卒応援ハローワークでの模擬面接や就職活動に役立つセミナー等の実施
- ・学卒ジョブサポーター（大卒等担当）による大学等での定期的な出張相談の実施
- ・若年者等トライアル雇用制度を活用した一般求人から学卒求人への転用と未内定者とのマッチング

3 労働災害防止対策の取組強化

- ・第12次労働災害防止計画に基づく、労働災害件数減少重点業種等に対する集中的取組
- ・事業者及び労働者をはじめとする関係者、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働
- ・発注者等による取組強化

3月の有効求人倍率は0.70倍で、 前月を0.02ポイント上回る

鹿児島県の3月の有効求人倍率（季節調整値）は0.70倍となり、前月（0.68倍）を0.02ポイント上回りました。

新規求人倍率（季節調整値）は1.15倍となり、前月（1.19倍）を0.04ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比5.6%増と12ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業（26.4%増）は3ヶ月連続の増加、製造業（48.7%増）は2ヶ月連続の増加、運輸業、郵便業（3.9%増）は2ヶ月連続の増加、卸売業、小売業（2.0%増）は3ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業（5.1%減）は2ヶ月連続の減少、医療、福祉（3.3%減）は2ヶ月連続の減少、サービス業（4.0%増）は6ヶ月連続の増加となりました。

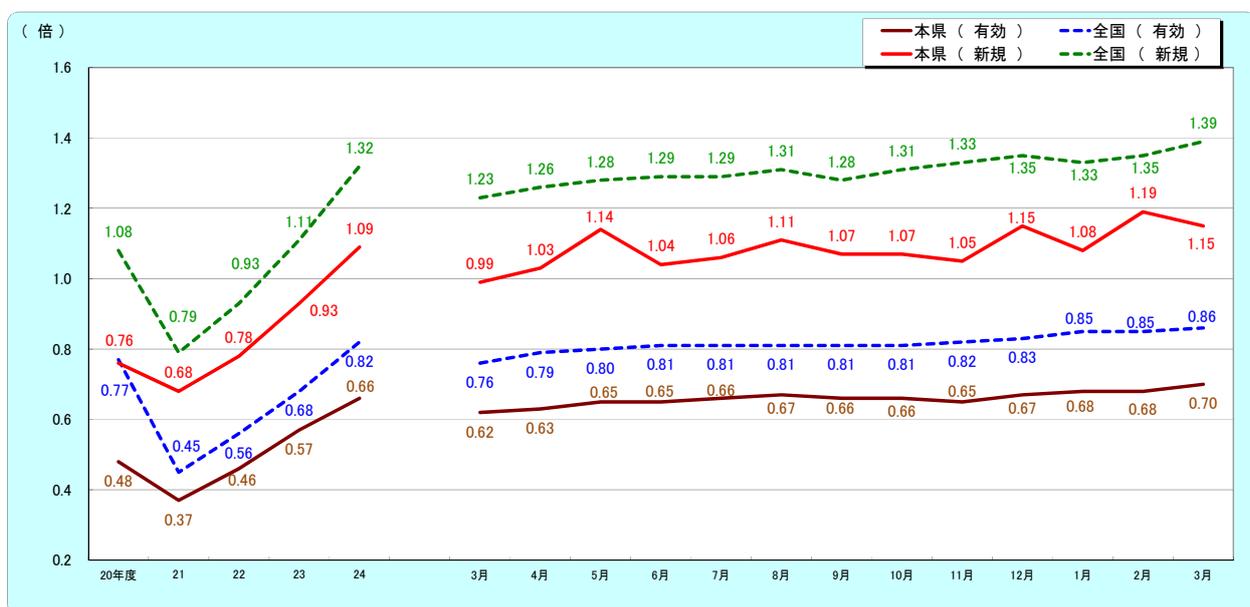
新規求職者数は前年同月比9.0%減と5ヶ月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別に前年同月比で見ると、在職求職者（8.2%減）は2ヶ月連続の減少となりました。また、離職求職者（6.4%減）は5ヶ月連続の減少、無業求職者（16.7%減）は17ヶ月連続の減少となりました。離職求職者の内訳では事業主都合離職者（10.4%減）は3ヶ月ぶりの減少、自己都合離職者（4.6%減）は5ヶ月連続の減少となりました。

政府の4月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、一部に弱さが残るものの、このところ持ち直しの動きがみられる」とし4ヶ月ぶりに据え置きました。また、雇用情勢については、「依然として厳しさが残るものの、このところ改善の動きがみられる」と据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、持ち直しているものの、これまで求人をけん引してきた医療・福祉の求人が減少傾向に転じ、また、引き続き個人消費が弱含むなど県内景況も全体として厳しい状況が続いていることなどから、今後の動きには引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・高齢者・障害者の就労促進、産業構造の変化を踏まえた公的職業訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による積極的な就労・生活支援対策の展開等をおこない「全員参加型社会」の実現に向け、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。





鹿児島労働局発表
平成25年4月30日

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部健康安全課
課長 上田 裕久
課長補佐 内田 直人
(電話) 099(223)8279

「第12次労働災害防止計画」の策定について

～ 平成25年度からの中期5か年計画 ～

鹿児島労働局（局長 井上俊美）は、3月29日、労働災害減少のために鹿児島労働局が今後5年間にわたって重点的に取り組む事項を定めた鹿児島労働局版の「第12次労働災害防止計画」（別添1）を策定しました。

これは、2月25日に、労働安全衛生法第6条に基づき国の第12次労働災害防止計画（別添4）が策定されたことを受け、当局版の第12次労働災害防止計画として策定したものです。

第12次労働災害防止計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間を対象とし、全体の目標に加え、「社会福祉施設における死傷者数10%以上減少」など、重点とする業種対策ごとに数値目標も設定しています。

計画の全体目標と重点施策、主な取組み等は以下のとおりです。

なお、本計画及び概要等については、当局ホームページからご覧いただけます。

（鹿児島労働局 URL「<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

1 計画の全体目標

- ・ 労働災害による死亡者数を平成29年までの各年15人以下とすること。
- ・ 平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者数を15%以上減少すること。

2 重点施策と主な取組み

（1）労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

① 重点とする業種対策

労働災害が増加している第三次産業に焦点を当て、特に小売業、社会福祉施設、飲食

店に対する集中的取組みを実施する。

ア 労働災件数を減少させるための重点業種

(ア) 小売業

(イ) 社会福祉施設

(ウ) 飲食店

(エ) 陸上貨物運送事業

イ 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種

(ア) 建設業

(イ) 製造業

(ウ) 林業

② 重点とする健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス不調予防のために、労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェックなどの取組みを推進する。

ア メンタルヘルス対策

イ 過重労働対策

ウ 化学物質対策

エ 腰痛・熱中症対策

オ 受動喫煙防止対策

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

- ・ 安全衛生分野の専門家を活用を進めるとともに、労働災害防止団体等と協働して、労働災害防止対策を推進する。

(3) 企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- ・ 事業者と労働者はもとより、広く県民に働きかけ、安全衛生対策に関する社会全体の意識を高める。

(4) 発注者等による取組強化

- ・ 外部委託により安全衛生上の責任を逃れたり、過度に安価な発注により受注者が安全衛生対策の経費が計上できない状況にならないよう発注者による取組みを強化する。

【資料】

別添1 第12次労働災害防止計画(鹿児島労働局)

別添2 第12次労働災害防止計画の概要(鹿児島労働局)

別添3 第12次労働災害防止計画の目標値(死傷災害)(鹿児島労働局)

別添4 第12次労働災害防止計画(厚生労働省)冊子版

別添5 平成24年における労働災害発生状況

第 12 次労働災害防止計画

誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために

平成 25 年 3 月 29 日

鹿児島労働局

<目次>

はじめに	1
1 計画のねらい	1
(1) 計画が目指す社会	1
(2) 計画の目標	1
(3) 計画の評価と見直し	2
2 安全衛生施策の方向性	2
(1) 労働災害の変化	2
(2) 少子高齢化の影響	4
(3) 行政を取り巻く環境の変化	4
3 重点施策	5
(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	
(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み	
(3) 企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	
(4) 発注者等による取組強化	
4 重点施策ごとの具体的取組	5
(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	5
ア 重点とする業種対策	
(ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策	5
① 第三次産業（特に小売業・社会福祉施設・飲食店）対策	8
② 陸上貨物運送事業対策	9
(イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	10
① 建設業対策	11
② 製造業対策	13
③ 林業対策	13
イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策	13
①メンタルヘルス対策	14
②過重労働対策	14
③化学物質による健康障害防止対策	15

④腰痛・熱中症対策	15
⑤受動喫煙防止対策	16
ウ 業種横断的な取組	-----	17
①リスクアセスメントの普及促進	17
②高齢労働者対策	18
(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み	-----	19
①専門家と労働災害防止団体の活用	19
②業界団体との連携による実効性の確保	20
③安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用	20
(3) 安全・健康に対する意識改革の促進	-----	20
(4) 発注者等による取組強化	-----	21
①発注者等による安全衛生への取組強化	21
②製造段階での機械の安全対策の強化	22
③労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討	22
(5) 原子力発電所対策	22

はじめに

これまで5年ごとに策定されてきた労働災害防止計画では、過去の社会情勢や労働災害発生状況を踏まえて、中長期的な視点から、5年間に国が自ら取り組むべき施策及び事業者等において取り組むことが求められる事項について、重点を定めつつも網羅的に示してきたところである。しかしながら、第12次の労働災害防止計画（以下、「12次防」という。）においては、近年の労働災害発生件数の増加傾向という厳しい情勢下にある一方で、行政の減量、効率化が求められる中、限られた資源を最も合理的、効率的に配分し、労働災害防止対策を効果的なものとするため、重点対象や対策手法を絞り込み、国が重点として優先的に取り組む事項の明確化が図られ、さらには絞り込んだ重点対策ごとに、取組の成果が評価できるよう、具体的な数値目標が設定されたところである。

鹿児島労働局においても、12次防の意義等を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、平成25年度を初年度として、5年間にわたり鹿児島労働局が重点的に取り組む事項を定めた鹿児島労働局における新たな「労働災害防止計画」をここに定める。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体などだけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るような社会にしていかなければならない。

(2) 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 労働災害による死亡者数を平成29年までの各年15人以下とすること
- ② 平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上上の死傷者の数を15%以上減少させること

(3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、半年ごとの労働災害発生状況及び各種施策に対する取組状況を把握確認するとともに、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、目標達成のために、必要に応じた計画の見直しを検討する。

2 安全衛生施策の方向性

(1) 労働災害の変化

鹿児島県内における労働災害は、昭和53年には年間4,000件を超えていたものが減少し続け、平成11年には初めて年間2,000件を下回る結果となった。その後も長期的には減少傾向にあることに変わりはなく、平成21年には過去最少となる年間1,615件となったものの、平成22年は増加に転じ、これを契機に、それまでの減少幅に比べ鈍さが認められる等、今後の労働災害の動向が懸念される状況にある。

また、労働災害を業種別に見ると、従来、労働災害の多くが発生していた建設業及び製造業等においては、多少の増減は繰り返しているものの、長期的には減少傾向にあり、これまで、重点的に、労働災害防止対策に取り組んできた結果が表れていると言える。

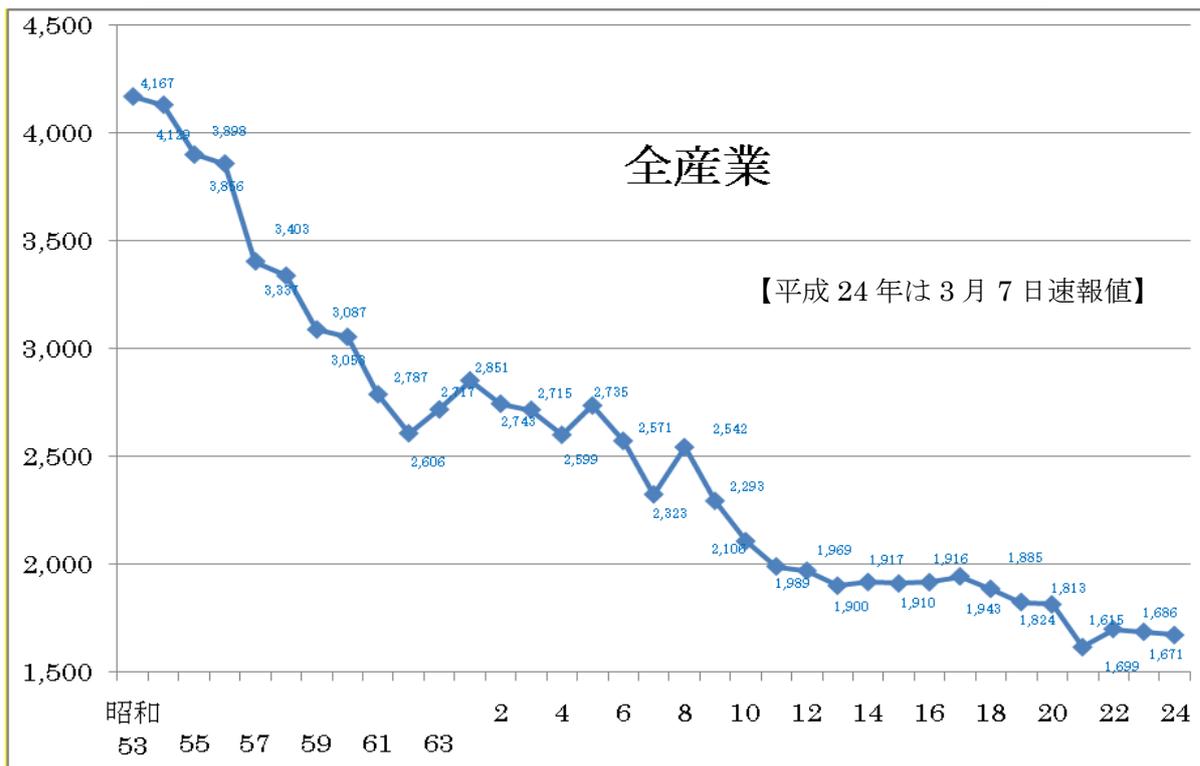
一方、年を追うごとに卸売・小売業、飲食店、保健衛生業などの第三次産業において発生する労働災害が増加し、労働災害全体に占める割合も、平成15年が30.0%であったものが、平成19年以降40.0%を超え、平成24年には47.6%までに至る等、増加を続けている。中でも保健衛生業の中の社会福祉施設については、その増加傾向が顕著であり、高齢化の進展による需要の拡大により、従事する労働者が今後も増えることが予想されること、また、主に機械や製造設備の改善、特定の作業や場所に着目した対策によってリスクを低減させ、災害の防止に効果を上げてきた製造業や建設業とは異なり、第三次産業対策としては、労働者が滑ったり、つまづいたりすることによる転倒災害、重い物を運ぶことなどによる腰痛災害を防ぐための対策として、労働者個人の行動に着目することが必要となってきた。

また、死亡災害等の重篤な災害に着目すると、製造業や建設業は依然として重要な業種と言える。労働災害全体に占める割合が低下したとは言っても、死亡災害に限れば、依然として製造業と建設業で約半数を占めており、障害の残るような災害も含む重篤な災害を防止するためには、今後も製造業や建設業に重点をしばった取組が必要である。

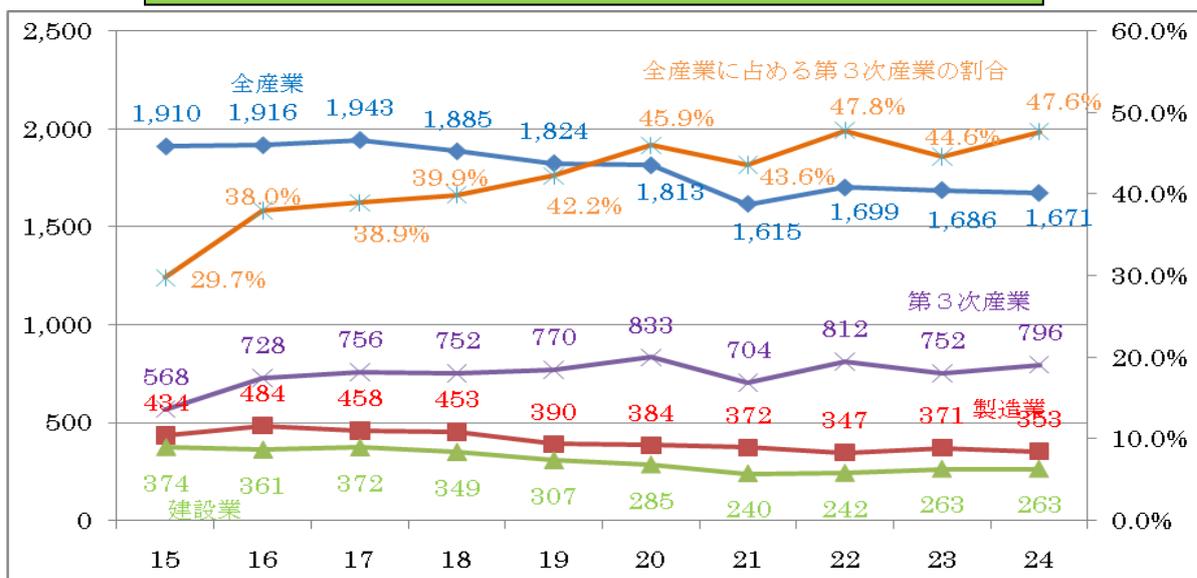
健康対策の面でも変化が生じている。これまでは、作業に伴う粉じん

による「じん肺」、製造・建設現場で使われる様々な化学物質による急性中毒やがんなどの健康障害を防止することに主眼が置かれてきたが、近年では、これらに加えて職場の様々なストレスによるメンタルヘルス不調や、過重労働による健康障害、屋内の事務所における受動喫煙、介護作業における腰痛といった問題が、重要性を増している。

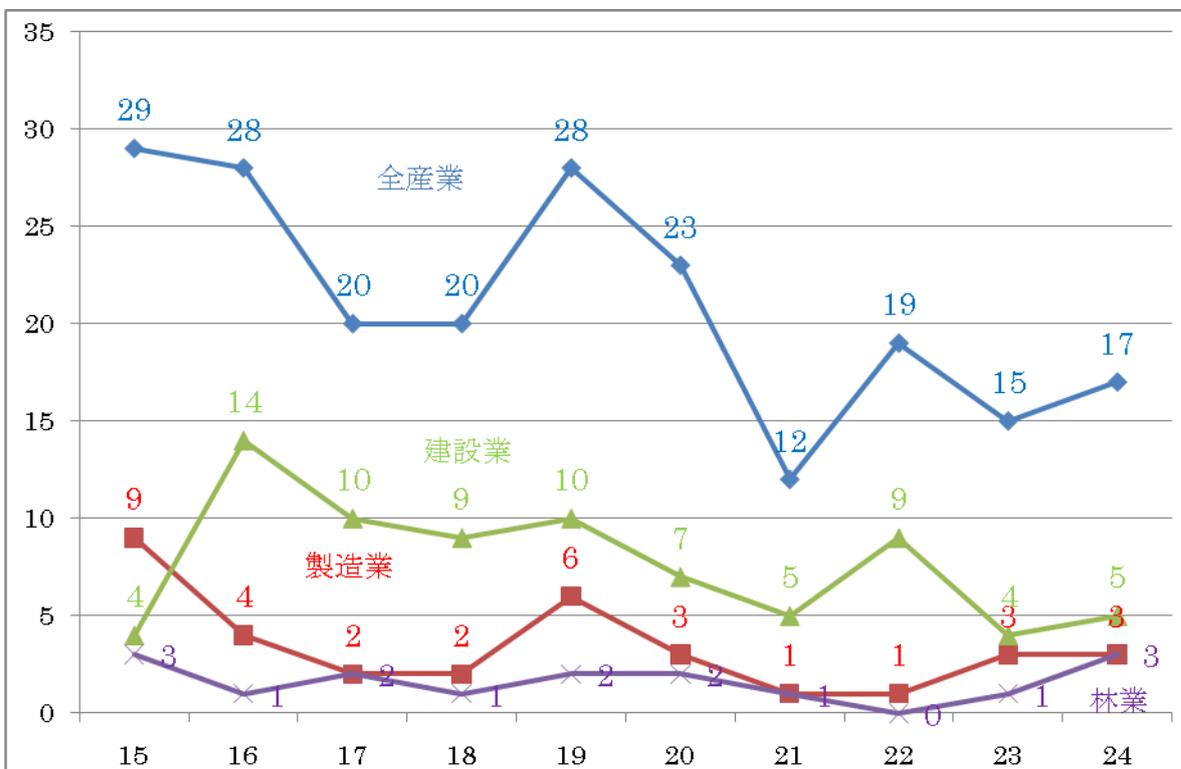
鹿児島県における労働災害発生状況（昭和53年～平成24年）



鹿児島県における過去10年間の労働災害発生状況



鹿児島県における過去10年間の死亡災害発生状況



【平成24年は3月7日速報値】

(2) 少子高齢化の影響

労働災害は、経済構造や就業環境の変化に加えて、急速に進む少子高齢化による影響も受けている。県全体の人口が減少してきている中、60歳以上の高齢者人口の割合は過去10年間で5%以上増加しており、高齢者雇用の促進と相まって、高齢労働者の数が増え、その結果、労働災害に被災する高齢者の割合も増加している。

今後も高齢化が進み、これまで以上に労働者に占める高齢者の割合は高くなることを見込まれるため、これからの労働災害防止の取組は、これら高齢化によるリスクの増大も念頭においたものとしていく必要がある。

(3) 行政を取り巻く環境の変化

社会、経済が変化し、新たに取り組むべき課題が増加する一方で、国の財政状況は厳しさを増しており、行政にはさらなる減量、効率化が求められている。

このような状況の中で労働災害を効果的に防止していくためには、行政の取組について選択と集中を進め、合理的な重点化を図るとともに、これまで以上に、業界団体や労働災害防止団体などとの連携を強め、業界の自主的な取組による労働災害の防止活動を支援、促進していく必要がある。

3 重点施策

先に述べた安全衛生施策の方向性を踏まえて、以下の4つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- (3) 企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- (4) 発注者等による取組強化

4 重点施策ごとの具体的取組

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となってきた。今後5年間の安全衛生施策では、以下に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

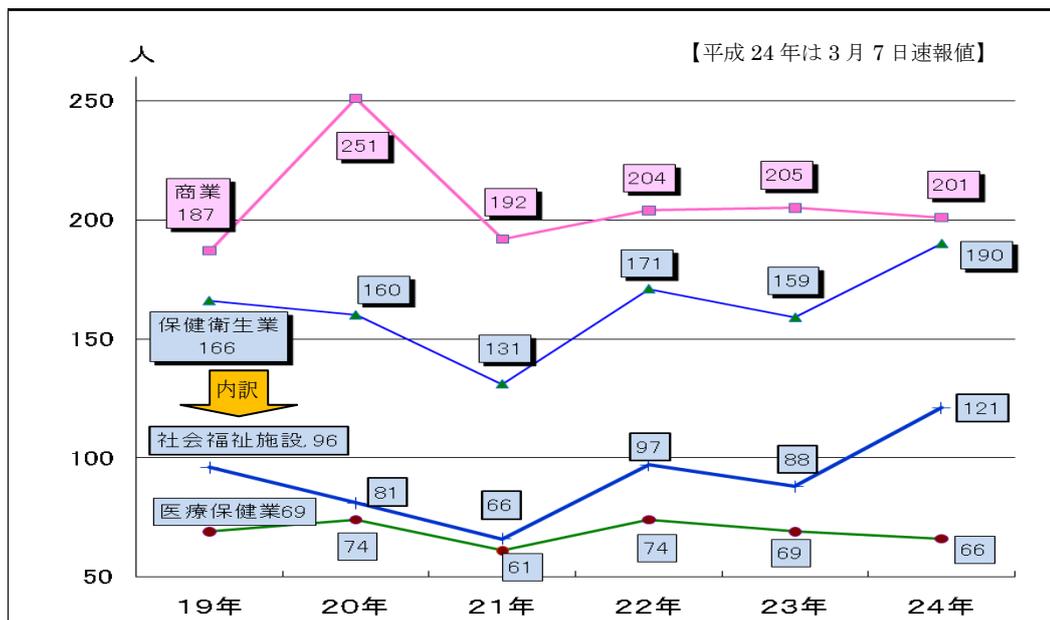
ア 重点とする業種対策

- (ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

【現状と課題】

- ・ 労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、それぞれ平成14年から平成24年までの過去10年で着実に減少してきているものの、安全衛生行政として必ずしも重点的な取組が行われてこなかった第三次産業は8.7%増加している。このうち、小売業、社会福祉施設、飲食店（以下、「小売業等」という。）の労働災害が多く、特に社会福祉施設は、255.8%増と過去10年で3.6倍近くになっている。また、全労働災害の約1割を占める陸上貨物運送事業は、交通労働災害は年々減少傾向にあるものの、荷役作業時における労働災害の死傷者数は、減少傾向が見られない。このため、労働災害発生件数を減少させるためには、小売業等や、陸上貨物運送事業における荷役作業に対する重点的取組が必要となってきた。

鹿児島県における第3次産業の労働災害発生状況



【業種別の死傷者数の推移 鹿児島県内】

(単位：人)

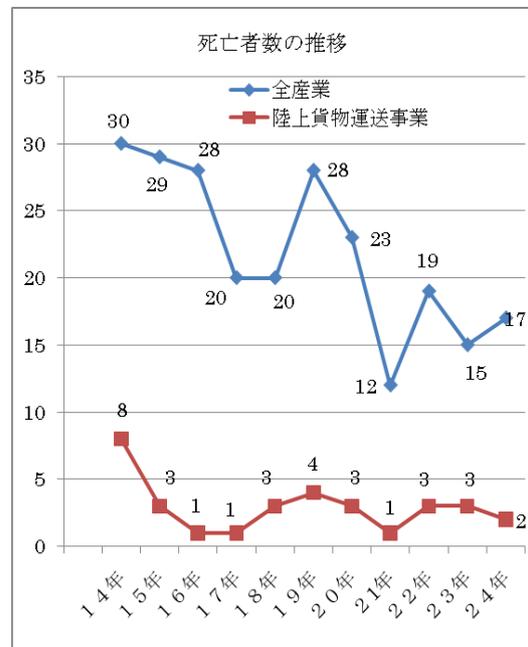
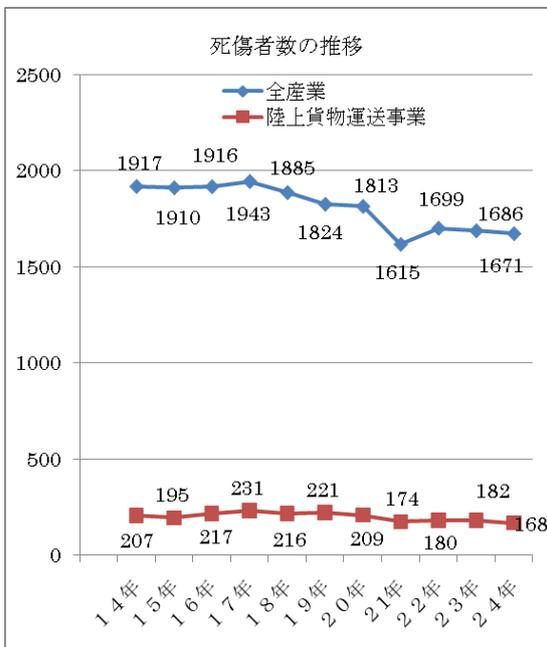
業種	平成14年	平成24年	災害増減率
建設業	418	263	-37.1%
製造業	461	353	-23.4%
第三次産業	607	660	+8.7%
小売業	135	144	+6.7%
社会福祉施設	34	121	+255.8%
飲食店	52	47	-9.6%
陸上貨物運送事業	207	168	-18.8%
全業種合計	1,917	1,671	-12.8%

【平成24年は3月7日速報値】

- ・ 小売業等は、建設業や製造業に比べ、重篤度の低い転倒災害が占める割合が高いという特徴が見られ、労働者個人の行動に着目した新たな手法が必要となっている。また、高齢者の増大による医療、介護関連産業の拡大をはじめとする国民の需要構造の変化により、雇用者の増加が見込まれることにも留意が必要である。
- ・ 陸上貨物運送事業は、交通労働災害が全体の1割未満であるのに対し、荷役作業中の労働災害は約6割を占めている。また、荷役作業中の労働災害の約7割が、荷の積み込み先である発荷

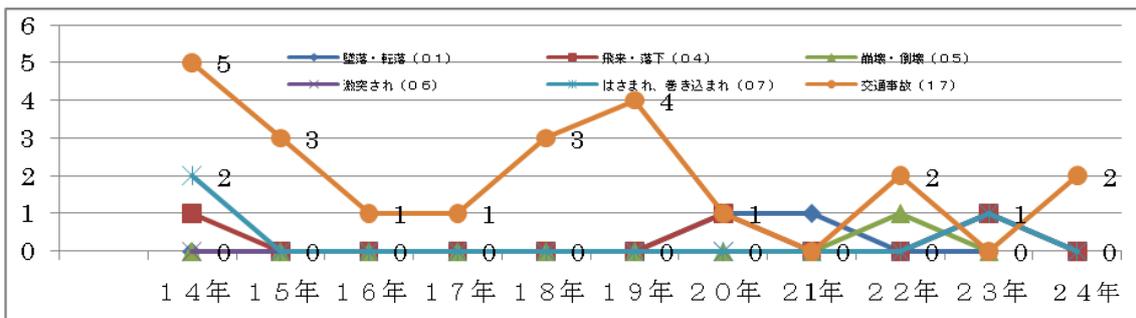
主や荷の届け先である着荷主（以下、「荷主先等」という。）の構内で発生している。荷役作業中の労働災害では、荷台や荷の上等からの墜落・転落が最も多く4割弱を占めているが、フォークリフト等の荷役運搬機械やロールボックスパレット（かご台車）等の荷役運搬のための器具、用具による災害も少なからず発生している。こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策は、陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して進める必要がある。

鹿児島県における陸上貨物運送事業の労働災害発生状況



【平成24年は3月7日速報値】

陸上貨物運送事業における事故の型別死亡災害発生状況



【平成24年は3月7日速報値】

【目標】

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに次の目標達成を目指す。

小売業	労働災害による休業 4 日以上之死傷者数を 20%以上減少させる。
社会福祉施設	労働災害による休業 4 日以上之死傷者数を 10%以上減少させる。
飲食店	労働災害による休業 4 日以上之死傷者数を 20%以上減少させる。
陸上貨物運送事業	労働災害による休業 4 日以上之死傷者数を 10%以上減少させる。

【講ずべき施策】

小売業等や陸上貨物運送事業は、労働災害が減少していない又は減少幅が小さく、特に小売業等は労働災害全体に占める割合が増加しているため、労働災害を減少させるための重点業種として取り組む。

① 第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

第三次産業については特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設（介護施設）、飲食店に重点的に取り組む。

①－1 安全衛生管理体制の強化

小売業等では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い傾向があることを踏まえ、現場における非正規労働者に関する安全衛生活動の実態把握を進め、これらの実態を踏まえて、正規・非正規の別を問わず充実した安全衛生活動が現場で着実に取り組まれるよう、指導する。

①－2 小売業に対する集中的取組

a 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

小売業の労働災害のうち、事故の型別で全体の約 3 割と最も多く発生している転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものと考えられている。このため、転倒災害をはじめとする労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経

営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

b バックヤードを中心とした作業場の安全化

小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化(危険マップによる危険箇所の表示等)、リスクアセスメント、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。

①-3 社会福祉施設(介護施設)に対する集中的取組

社会福祉施設(介護施設)に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。

①-4 飲食店に対する集中的取組

飲食店では、転倒災害と切れ・こすれ災害で全体の約6割を占めているため、これらの事故の型による災害防止を重点とした指導等を実施する。

② 陸上貨物運送事業対策

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

陸上貨物運送事業の労働災害の約6割が荷役作業時に発生しているため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会とも連携して荷役作業における安全ガイドラインを周知・普及する。

b トラック運転者に対する安全衛生教育の強化

荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化する。

c 荷主による取組の強化

荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置

の実施を促進する。なお、着荷主が発荷主にとっての顧客であり陸上貨物運送事業者とは運送契約を締結する関係にない場合には、荷卸し時の役割分担や実施事項を、発荷主が着荷主と事前に調整し、陸上貨物運送事業者との契約に盛り込むことが適当であるため、こうした点にも留意しながら対策を進めることとする。

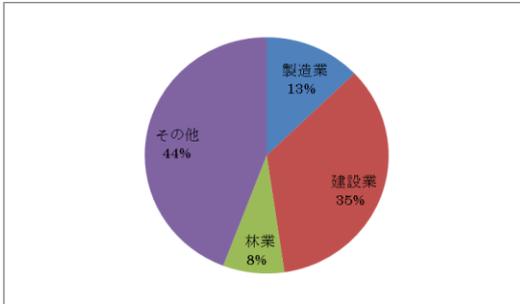
(イ) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

【現状と課題】

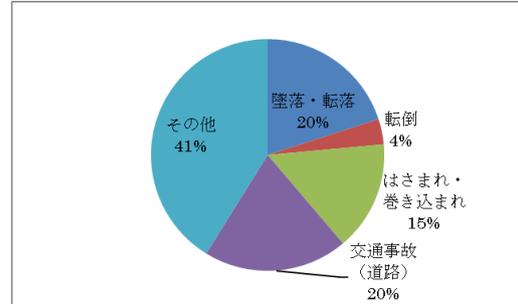
- ・ 死亡災害は着実に減少してはいるものの、依然として年間 20 人近い人が労働災害で亡くなっている。死亡災害等の重篤な災害を防止するという観点からは、死亡災害の 2 割を占める「墜落・転落災害」、約 15%を占める「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策を徹底させなければならない。墜落・転落災害は、半数以上が建設業で、はさまれ・巻き込まれ災害は 3 分の 1 が建設業と製造業で発生しており、これらの災害は、死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害であるため、建設業や製造業に対しても、重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。また、林業においては、過去 10 年、年 0～2 件程度で推移してきていた死亡災害が、平成 24 年には 3 件となる中、平成 25 年に入ってからもすでに 1 件発生している。林業における死亡災害を防止するという観点からは、その大半を占めるかかり木処理等の伐木作業時の防止対策を徹底させなければならないことから、建設業や製造業と同様、重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。
- ・ 建設業は、東日本大震災の復旧・復興に向けた被災地の建設復興需要の急増により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、その影響で被災地以外の地域でも人材が不足し、この結果、全国的に人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことが懸念され、こうした人材が不足する中での建設需要の増加により労働災害が増加することのないよう取り組む必要がある。
- ・ 林業は、近年、利用可能な森林資源の充実や国産材志向の高まりなどにより、素材生産量は増加傾向で推移する中、現場においては、高性能林材機械の導入も増加しつつある。また、林業就業者数は近年横ばいで推移しているものの、若者層の新規従業者の割合は増加傾向にある。この結果、今後、未熟練労働

者が増加する中での需要増により労働災害の増加が懸念される。

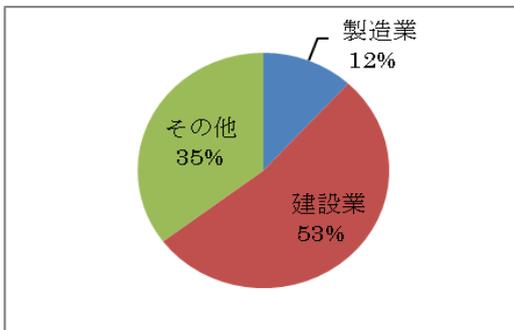
死亡災害多発業種（過去5か年）



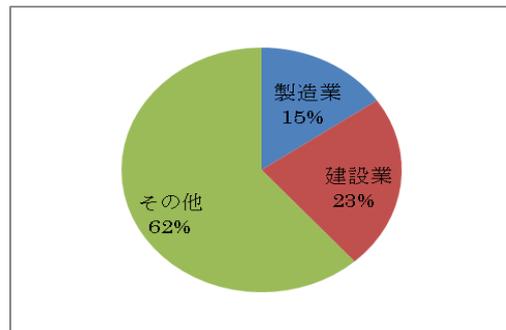
死亡災害の事故の型（過去5か年）



墜落・転落災害の業種別内訳（過去5か年）



はさまれ・巻き込まれ災害の業種別内訳（過去5か年）



【目標】

平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに次の目標達成を目指す。

建設業	労働災害による死亡者の数を半減させる。
製造業	労働災害による死亡者の数を半減させる。
林業	労働災害による死亡者の数を半減させる。

【講ずべき施策】

建設業では「墜落・転落災害」、製造業では「はさまれ・巻き込まれ災害」、林業では、かかり木処理等の伐木作業時の「飛来・落下災害」に着目した対策を講じる。また、建設業は、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化に伴う全国的な人材不足等によって人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことにより、全国的に労働災害の増加が懸念されるため、こうした状況を踏まえた対策にも取り組む。

① 建設業対策

a 墜落・転落災害防止対策

(a) 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進

墜落、転落災害のうち、足場、はしご、屋根等からの墜落・転落が半数以上を占めるため、足場をはじめとするこれらの設備等からの墜落・転落災害防止対策の推進を図る。

(b) ハーネス型の安全帯の普及

一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいいため、作業性を考慮しつつ、墜落時に衝撃が少ない安全帯（ハーネス型の安全帯）の普及を図る。

b 震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策

(a) 建設工事発注者に対する要請

建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、官公庁発注の公共工事において要請する。

特に、アスベストを含む建築物の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないう、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。

(b) 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

c 解体工事対策

今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加とともに、アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加も見込まれるため、引き続きアスベストのばく露や飛散の防止を徹底する。また、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案には厳正に対処する。

d 自然災害の復旧・復興工事対策

近年、台風、大雨、大雪、竜巻等の自然災害が頻発して

おり、今後も同様の自然災害の発生が予想されるため、自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

② 製造業対策

機械災害防止対策の推進を図り、死亡災害や障害の残る災害につながりやすいはさまれ・巻き込まれ災害の防止対策に、重点的に取り組む。

③ 林業対策

a 伐木作業時における災害防止対策

伐倒木による飛来・落下災害の発生の主な要因として、かかり木の処理方法の不良や退避の方向や時期の不良等があげられ、これらの災害を防止するために、作業現場の状況等に適合した安全作業標準の作成及び周知徹底を図る。

b 車両系林材機械等による災害防止対策

車両系林材機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止対策に、重点的に取り組む。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

【現状と課題】

- ・ 健康面では、依然として、一定数の労災請求とそれに伴う労災認定がなされている精神障害及び脳・心臓疾患を防止するため、メンタルヘルス対策や過重労働対策に対して引き続き重点的取組が必要である。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、労働者自身によるセルフケアをはじめ、管理監督者や産業保健スタッフによるケアなどにより、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療を進めるとともに、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要である。また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が求められている。
- ・ 印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、化学物質による職業がんの防止対策の強化が急務となっており、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっている。
- ・ 業務上疾病の約6割は腰痛が占め、そのうち約4割は社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業で発生している。中でも過去10年で

労働災害発生件数が急増し、腰痛全体の2割を占める社会福祉施設に対して、特に重点的な取組が必要となっている。また、夏季を中心に依然として一定数が発生している熱中症への対策の強化は、重要な課題となっている。

① メンタルヘルス対策

【講ずべき施策】

- a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組
 - ・ メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者自身によるセルフケアが重要であり、併せて日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることも重要である。このため、労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。
 - ・ メンタルヘルス不調を予防する観点から、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。
- b ストレスへの気づきと対応の促進
 - ・ 労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。
- c 取組方策の分からない事業場への支援
 - ・ 職場でのメンタルヘルス対策は、ストレスへの気づきを促すための労働者への教育研修、職場復帰支援等を総合的に実施することが必要であるため、事業者がこうした取組が行えるようにメンタルヘルス対策支援センター等の利用促進に積極的に取組み、小規模事業場等に対する支援の強化を図る。
- d 職場復帰対策の促進
 - ・ 事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」等を通じた周知啓発を図る。

② 過重労働対策

【講ずべき施策】

- a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減
 - ・ 事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な

把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。

b 働き方・休み方の見直しの推進

- ・ 不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
- ・ 恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

③ 化学物質による健康障害防止対策

【講ずべき施策】

リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付の促進を図る。

④ 腰痛・熱中症予防対策

【目標】

腰痛	平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。
熱中症	平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上死傷者の数(各期間中(5年間)の合計値)を20%以上減少させる。

【講ずべき施策】

④-1 腰痛予防対策

a 腰痛予防教育の強化

- ・ 特に腰痛が懸念される社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

b 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及

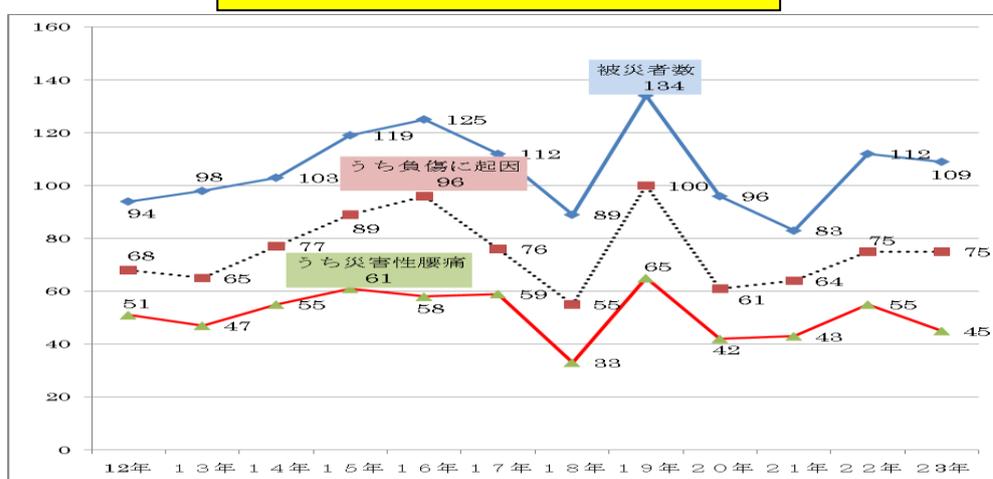
- ・ 社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害

等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。

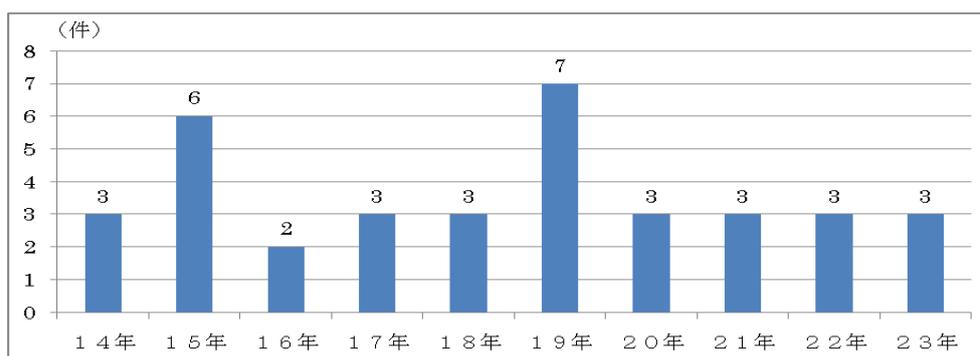
④-2 熱中症対策

- 熱中症対策として労働現場で用いられている製品の中には、身体の一部の温度は下がっても、身体への負担軽減につながらないものもあるため、WBGT 値（暑さ指数）の低減に努めるよう、その活用に関し周知を行う。

鹿児島県における業務上疾病の発生状況



鹿児島県における熱中症発生状況



⑤ 受動喫煙防止対策

【講ずべき施策】

a 普及・啓発

- 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

b 受動喫煙防止対策の強化

- ・ 職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

ウ 業種横断的な取組

【現状と課題】

- ・ 業種や規模によっては、依然としてリスクアセスメントの必要性や有用性等についての理解が乏しい事業場が相当数認められる。また、リスクアセスメントは、概念としては安全衛生全体を含むものであるが、現状では安全分野が先行しており、労働衛生分野の取組が進んでいない。
- ・ 60歳以上の高年齢労働者の数は、平成15年から平成24年の10年間で529千人から597千人と、5%以上増加し、労働災害に占める60歳以上の割合も、平成15年から平成24年の10年間で、15.4%から17.9%に増加している。今後、高年齢労働者のさらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要がある。

鹿児島県年齢別推計人口調査結果

	平成15年	平成20年	平成24年
総人口（人）	1,774,354	1,719,832	1,689,511
60歳以上（人）	529,810	555,677	597,962
60歳以上の割合	29.9%	32.3%	35.4%

鹿児島県における60歳以上の労働者による労働災害発生状況

	平成15年	平成20年	平成24年
全件数	1,910	1,813	1,671
60歳以上	295	306	299
60歳以上の割合	15.4%	16.9%	17.9%

【講ずべき施策】

① リスクアセスメントの普及促進

a 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- ・ 中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、リスクアセスメントへの

取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

- ・ 中小規模事業場におけるリスクアセスメントに対する理解と導入を図るため、労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用する。
- b 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進
 - ・ 建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会と連携して指導する。
- c 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進
 - ・ 規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。
 - ・ 腰痛、熱中症等の労働衛生分野においてもマニュアル等の整備を進め、リスクアセスメントの実施を促進する。

② 高年齢労働者対策

- a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組
 - ・ 高齢化や高齢者雇用の進展に伴う高年齢労働者数の増加により、高年齢労働者の労働災害が増加しているため、労働災害事例集等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して指導する。
 - ・ 高年齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、教育を行うとともに広報により注意喚起を行う。
- b 基礎疾患等に関連する労働災害防止
 - ・ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把

握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。

- ・ 体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。
- ・ 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

③ 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化を図る。

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

【現状と課題】

- ・ 労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業や製造業では依然として重篤な労働災害が多発し、第三次産業の労働災害の増加等により、平成22年以降増加に転じ、それまでの減少幅に比べ鈍さが認められる等、今後の労働災害の動向が懸念される事態となっている。このような厳しい状況に対応するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要になっている。

【講ずべき施策】

鹿児島労働局は、上記(1)に掲げた対策に重点的に取り組むほか、労働災害防止団体、業界団体、民間団体及び専門家等と連携し合い、民間活動の活性化を図り、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進する。

① 専門家と労働災害防止団体の活用

a 安全衛生分野の専門家の活用

- ・ 専門的、技術的な業務については、労働安全・衛生コンサルタントをはじめとする高度な専門性を有する民間専門家を活用する。
- ・ 専門家の知識やノウハウを活用しながら、各地域の安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用を促進する。

b 労働災害防止団体の活動の活性化

- ・ 労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について最も専門的なノウハウを持つ専門家集団として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。
- ・ 団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の維持・確保が課題となっており、特に体制の弱い小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会による指導・援助活動を支援する。
- ・ 労働災害防止団体が、労働災害防止団体の精神に則り、以下の活動を実施することを奨励する。
 - (a) 所管する業界に対する労働災害防止活動への技術的指導及び援助について、具体的計画を定め、自ら責任をもって実施すること。
 - (b) 事業者による自主的かつ体系的な安全衛生水準の向上を促進するため、所管する業種ごとに様々な技術上のガイドラインを策定し、安全管理士、衛生管理士などを活用して運用すること。

② 業界団体との連携による実効性の確保

- ・ 安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。

③ 安全衛生管理に関する外部専門機関の活用

- ・ メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、産業医や産業保健専門職で構成された産業保健機関の質の向上を進め、こうした産業保健機関の活用を図る。
- ・ 労働者 50 人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について、小規模事業場の産業保健活動を促進する。

(3) 安全・健康に対する意識変革の促進

【現状と課題】

- ・ 労働者の安全や健康にかかわる問題（家族も含めれば全国的問題）であるにもかかわらず、安全衛生対策は、企業の中でも十分に共有されていない場合もあり、また一般社会でも認知度は必ずしも高いとは言い難い。
- ・ 企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や健康を守らなければならないという経営トップの強い意識が重要である。

【講ずべき施策】

全ての事業者が、労働者の安全や健康に配慮した職場環境や労働条件を志向する社会を実現するため、労働者や県民全体に直接働きかけを行い、安全衛生対策に関する社会全体の意識を高める。

（４）発注者等による取組強化

【現状と課題】

労働安全衛生法令は、制定当時から元方事業者が一定の責任を負う制度が導入されており、特に建設業、造船業は特定元方事業者としての罰則を伴う義務が課されているものの、その他の業種における発注者等に対する責任は限定的であるため、外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような実態が懸念される。

【講ずべき施策】

事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より上流の段階での安全衛生に対する取組を強化する。

① 発注者等による安全衛生への取組強化

a 発注者等による安全衛生への取組強化

- ・ 外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する。

b 荷主による取組の強化（再掲）

- ・ 荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

c 建設工事発注者に対する要請（再掲）

- ・ 建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、官公庁発

注の公共工事において要請する。

- ・ 特に、アスベストを含む建築物の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないう、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。

② 製造段階での機械の安全対策の強化

製造業では、依然として機械設備により障害を伴うような重篤な労働災害が多発していることに加え、小売業などでも食品加工機械等による労働災害が発生しているため、機械設備の本質安全化を推進する。

③ 労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策

労働災害は、アスベストの周辺住民被害、クレーンの倒壊による一般家屋被害、足場倒壊による通行人被害、爆発火災災害による周辺被害等、時として周辺住民等にも影響を及ぼすため、労働者のみを守ればよいという考え方ではなく、産業現場で発生する事故によって生じる労働者以外の人的・社会的被害を防ぐという観点も考慮することとする。

(5) 原子力発電所対策

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、事故時に被ばく管理等を適切に実施するための被ばく線量管理体制の強化、線量計の確保等の準備状況を定期的に確認する。

第12次労働災害防止計画の概要

— 鹿児島労働局 —

計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日

計画が目指す社会

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

全ての関係者（国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など）が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取ることにより、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。

基本的な考え方

- 長期的な災害動向と社会情勢の変化を踏まえて、重点対策を絞り込む
- 重点業種ごとに数値目標を設定し、社会情勢の変化も踏まえつつ進捗状況进行评估する

計画の全体目標

- 労働災害による死亡者数を各年15人以下とする
- 平成29年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少（H24年比）

4つの重点施策

- ①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- ②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- ③企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- ④発注者等による取組強化

第12次労働災害防止計画のポイント

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です（5年ごとに厚生労働大臣が策定）。

現状と課題

労働災害による被災者数（平成24年）

- ・死亡者数：17人（前年より2人増加）
- ・死傷者数：1,701人（前年より15人増加）

- 労働災害は長期的には減少しているが、第三次産業では増加（特に社会福祉施設は過去10年で3.7倍以上）
- 死亡災害も減少しているが、依然、建設業・製造業で半数を占め、割合が高い

計画の目標

- ◆ 労働災害による死亡者の数を
各年15人以下
- ◆ 労働災害による死傷者の数を
15%以上減少

【業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成14年	平成24年	災害増減率
建設業	418	267	-36.1%
製造業	461	357	-22.6%
第三次産業	607	677	+11.5%
小売業	135	147	+8.9%
社会福祉施設	34	128	+276.5%
飲食店	52	49	-5.6%
陸上貨物運送事業	207	171	-17.4%
全業種合計	1,917	1,701	-11.3%

（出典：労働者死傷病報告～確定値）

ポイント①

重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、第12次の計画では、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開（目標の例）
重点業種ごとの数値目標（小売業20%減など）

ポイント②

第三次産業を最重点業種に位置づけ

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」に対する集中的取組を実施

ポイント③

死亡災害等の重篤災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業、林業に対して、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」「飛来・落下災害」に重点を当てて取り組む

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

労働災害件数減少重点業種

第三次産業対策

【目標】

- 小売業 死傷者数を20%以上減少
- 社会福祉 死傷者数を10%以上減少
- 飲食店 死傷者数を20%以上減少

- 小売業の大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識を向上
- 小売業のバックヤードを中心として作業場を安全化
- 介護施設における腰痛、転倒防止対策を推進

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数を10%以上減少

- 荷役作業中の労働災害防止を徹底

重篤災害件数減少重点業種

建設業対策

【目標】死亡者数を半減

- 足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害対策を推進
- 関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請
- 解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止を徹底

製造業対策

【目標】死亡者数を半減

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止

林業対策

【目標】死亡者数を半減

- かかり木処理を含めた伐木作業による災害防止の徹底
- 車両系林業機械による災害を防止

健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

- ストレスチェック等の取組を推進
- 取り組み方が分からない事業場への支援を充実・強化

過重労働対策

- 健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
- 休日・休暇の付与・取得を促進
- 時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を推進

化学物質対策

- 危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントを促進

腰痛・熱中症対策

【目標】

- 腰痛 社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を10%以上減少
- 熱中症 5年間合計の熱中症による死傷者数を20%以上減少

- 介護施設、小売業、陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防教育を強化
- 介護機器の導入、腰痛健康診断の普及・徹底、腰痛を起こさない移動・移乗介助法の指導などにより腰痛予防手法を普及

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の健康への有害性に関する教育啓発の実施
- 事業者に対する効果的な支援の実施
- 職場での禁煙・空間分煙・その他の措置を徹底

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による災害防止の取組み

- 安全衛生分野の専門家を活用するとともに、労働災害防止団体の活動を活性化
- 業界団体との関係づくり、施策の協議などにより業界と協調的に取組を推進

③企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

- 労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して意識付け

④発注者による取組強化

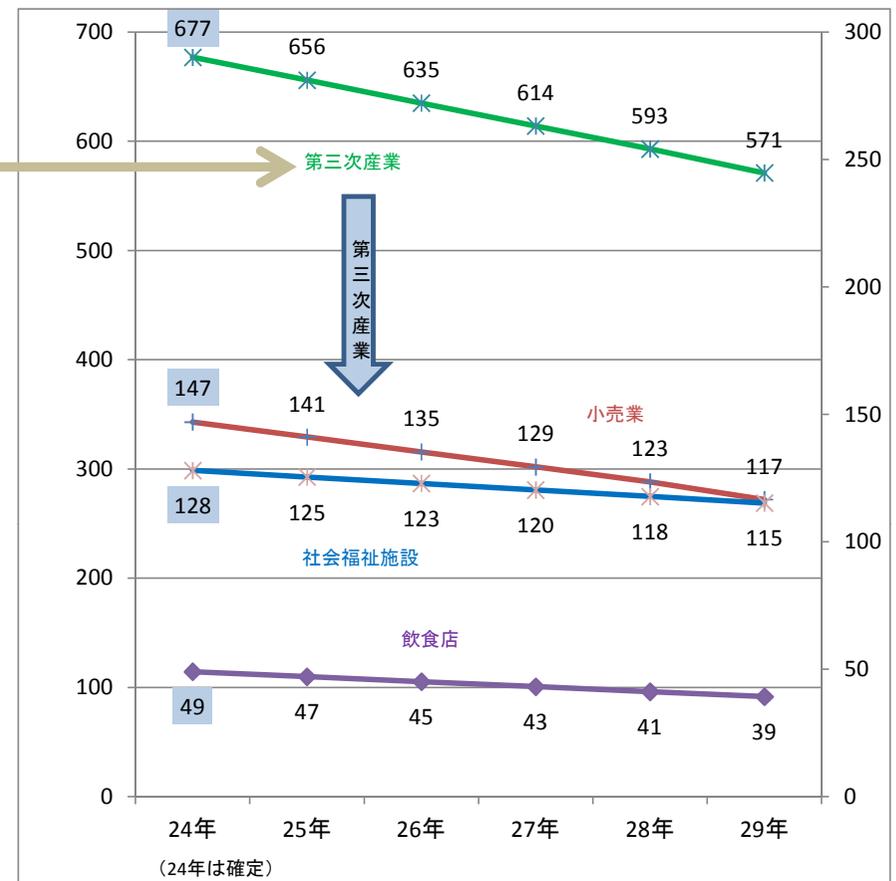
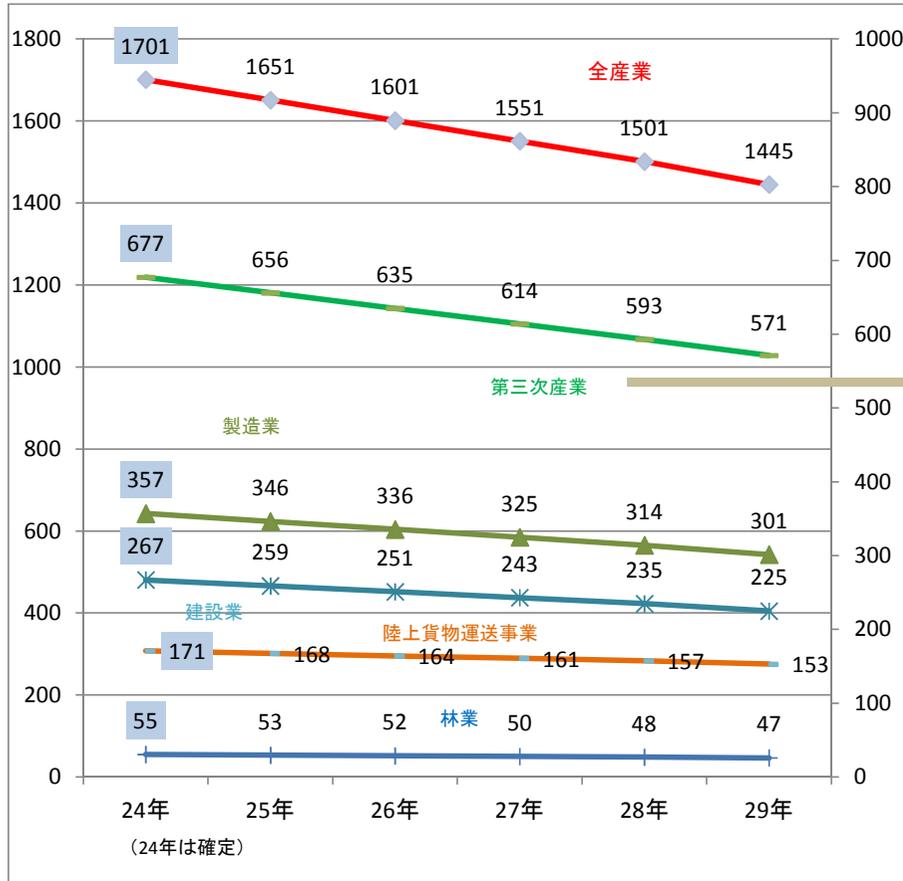
- 外部委託により安全衛生上の責任を逃れたり、過度に安価な発注により受注者が安全衛生対策の経費が計上できない状況にならないよう発注者による取組を強化

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鹿児島労働基準監督署 安全衛生課	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-214-9175
川内労働基準監督署 安全衛生課	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎	0996-22-3225
鹿屋労働基準監督署 安全衛生課	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎	0994-43-3385
加治木労働基準監督署 安全衛生課	899-5211	始良市加治木町新富町 98-6	0995-63-3035
名瀬労働基準監督署 監督・安衛課	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎	0997-52-0574
鹿児島労働局労働基準部 健康安全課	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-223-8279

誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために

第12次労働災害防止計画の目標値(死傷災害)

鹿児島労働局



第12次 労働災害防止計画

(平成25年度～29年度)

誰もが安心して健康に働くことが
できる社会を実現するために

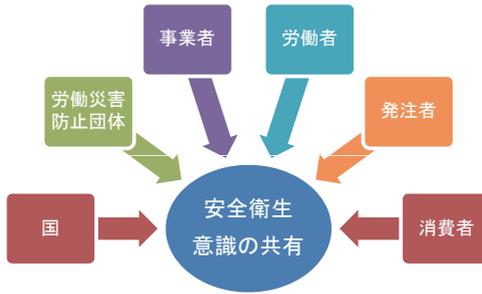


厚生労働省

計画が目指す社会

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

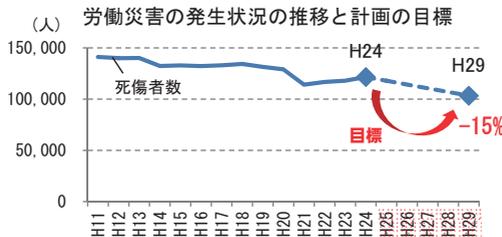
全ての関係者（国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など）が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取るにより、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。



計画の数値目標

平成24年と比較して、平成29年までに

- 死亡災害の撲滅を目指して、労働災害による**死亡者の数を15%以上減少**させる
- 労働災害による**休業4日以上**の**死傷者の数を15%以上減少**させる



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
死亡者数	1,628	1,620	1,514	1,472	1,357	1,268	1,075	1,195	1,024
死傷者数	132,936	132,248	133,050	134,298	131,478	129,026	114,152	116,733	117,958

(出典：労働者死傷病報告)

重点施策

1 労働災害・業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

- ・労働災害件数を減少させるための重点業種対策 _____ 6
 - ・第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策
 - ・陸上貨物運送事業対策
- ・重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策 _____ 9
 - ・建設業対策
 - ・製造業対策
- ・重点とする健康確保・職業性疾病対策 _____ 11
 - ・メンタルヘルス対策
 - ・過重労働対策
 - ・化学物質による健康障害防止対策
 - ・腰痛・熱中症予防対策
 - ・受動喫煙防止対策
- ・業種横断的な取組 _____ 14
 - ・リスクアセスメントの普及促進
 - ・高年齢労働者対策
 - ・非正規労働者対策

2 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

16

- ・専門家と労働災害防止団体の活用
- ・業界団体との連携による実効性の確保
- ・安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用

3 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

17

- ・経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚
- ・労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表
- ・重大な労働災害を発生させ改善が見られない企業への対応
- ・労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

4 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

19

- ・労働安全衛生総合研究所等との連携による科学的根拠に基づく対策の推進
- ・国際動向を踏まえた施策推進

5 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

20

- ・発注者等による安全衛生への取組強化
- ・製造段階での機械の安全対策の強化
- ・労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討

6 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

21

- ・東日本大震災の復旧・復興工事対策
- ・原子力発電所事故対策

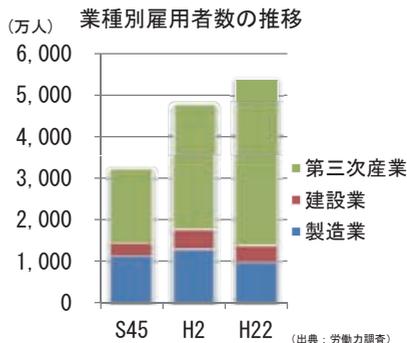
社会の変化と安全衛生施策の方向性

1 第三次産業の労働者数の増大と労働災害の変化

高度経済成長期には製造業と建設業の雇用者数が全体の4割を超えていましたが、サービス産業の拡大などによって現在は第三次産業の雇用者数が7割以上になっています。これに伴い、労働災害も第三次産業で発生する割合が増えています。

しかし、死亡災害は、依然として建設業や製造業で多く発生しています。

健康対策面でも変化が生じ、職場のストレスによるメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害、屋内事務所での受動喫煙、介護作業での腰痛などが重要性を増しています。

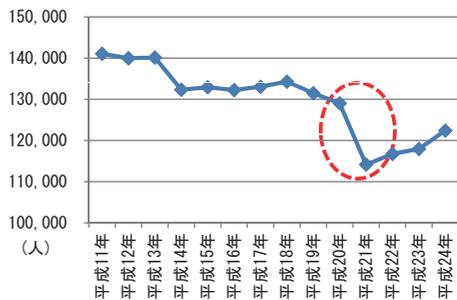


2 リーマンショックと東日本大震災の影響

平成20年9月のリーマンショックによる経済活動の低迷などで、平成21年の労働災害は大幅に減りましたが、その後は3年連続で増加しています。

東日本大震災の復旧・復興工事の本格化もあり建設業の労働災害が増えています。

原子力発電所の事故に伴う、原子炉の廃炉に向けた作業や除染作業など、厳しい環境下での作業による労働災害も懸念されます。

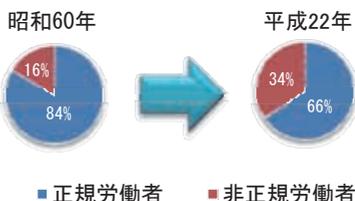


3 非正規労働者等の増加と外部委託の広がり

パート、アルバイトなどの非正規労働者の割合は労働者の3分の1を超え、その多くが第三次産業に集中しています。

障害者の雇用も進んでおり、障害の種類や程度に応じた安全衛生対策が求められます。

請負などによる外部委託が多くの業種に広がり、安全衛生管理責任が複雑さを増しています。危険な機械や化学物質による労働災害を防止するには、その製造・販売者などが危険情報をユーザーに伝えることも求められます。



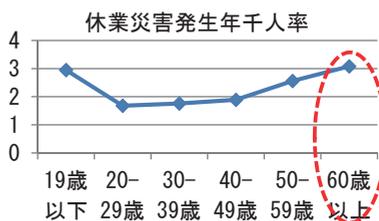
(出典：労働力調査)

社会の変化と安全衛生施策の方向性

4 少子高齢化の影響

高齢者の増加と雇用の促進により、高年齢労働者の数が増えています。

60歳以上の労働者は、他の年代より労働災害の発生率が高く、休業日数も長くなる傾向にあります。また、高血圧などの基礎疾患のある割合も高いので、このようなリスクを踏まえて労働災害防止対策を考える必要があります。



(出典：平成22年労働力調査、労働者死傷病報告)

5 技術革新に対応した規制のあり方

技術革新が進む中で、法令だけで全ての危険有害要因を特定し規制することは難しくなっています。

このため、求められる安全衛生水準を示した上で、具体的なやり方はある程度事業者に委ねるなど、今後の労働安全衛生規制のあり方を検討する必要があります。

併せて、このような事業者の取組を技術面で支える専門人材の育成も必要です。



6 行政を取り巻く環境の変化

行政の減量、効率化が求められる中、行政はこれまで以上に業界団体や労働災害防止団体などと連携して、業界の自主的な取組による労働災害防止活動を支援、促進していく必要があります。



7 社会に開かれた安全衛生対策

労働災害は、一部の危険な作業に従事する人だけの問題ではありません。

誰もが遭遇しうる身近なリスクであるという認識を社会で共有するため、安全衛生を巡る問題を「見える化」して、誰でも容易に入手できるような取組が必要です。

なるほど～。こんなやり方もあったんだ。早速参考にしよう。

あの会社は、安全衛生に熱心に取り組んでいる。従業員を大切にしているね。

労災防止のための毎日の努力が認められた！これを励みに、ますますガンバろう！！

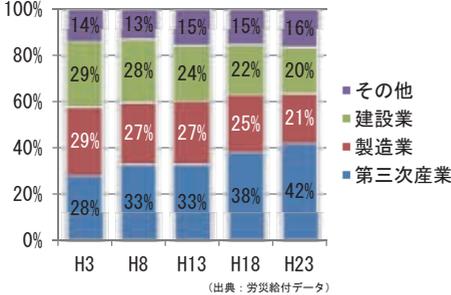
お父さん、最近疲れがたまっているみたい。お医者さんに行った方がいいんじゃないかな。

労働災害件数を減少させるための重点業種対策

現状と課題

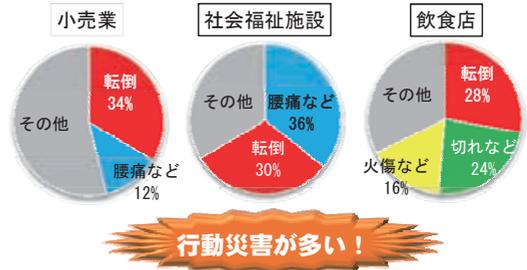
第三次産業の中で小売業、社会福祉施設、飲食店において労働災害が増えています。特に「転倒災害」の割合が高く、個人の行動に着目した新しい労働災害防止の手法が必要です。

休業災害の業種別構成比の推移



第三次産業の災害の特徴

(出典：平成23年労働者死傷病報告)



第三次産業における安全衛生管理の強化

- ・小売業等の実態に即した効果的な安全衛生管理体制の構築を検討
- ・非正規労働者に関する安全衛生活動の実態を踏まえて、充実した安全衛生活動を促進

小売業に対する集中的取組

【目標】労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる (H29/H24比)

大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

- ・労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にもつながるという観点からの労働災害防止意識の浸透・向上

バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・危険箇所見える化、リスクアセスメント、KY(危険予知)活動等による危険低減
- ・安全管理の好事例をもとに、経営や業務管理に安全管理を組み込んだモデルを作成
- ・作業性、安全性、経済性に優れる保護具や安全装置の開発を促進

荷物をもって
脚立から転落し
後頭部を強打!



ビールケースを
車から下ろす際に
ぎっくり腰!



労働災害件数を減少させるための重点業種対策

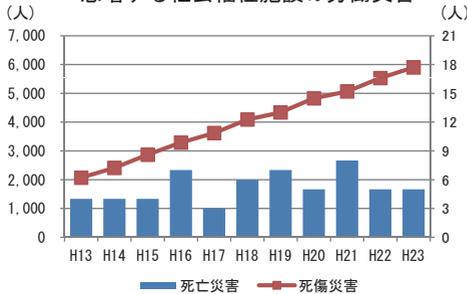
社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

【目標】労働災害による休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させる（H29/H24比）

（注）この目標は、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少に相当

- ・安全衛生教育の徹底、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、腰痛の健康診断の普及・徹底
- ・腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について、訪問指導等

急増する社会福祉施設の労働災害



（出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告）



飲食店に対する集中的取組

【目標】労働災害による休業4日以上の死傷者の数を20%以上減少させる（H29/H24比）

- ・転倒災害と切れ・こすれ災害の防止を重点として、労働災害防止活動の取組事例の収集、安全衛生対策マニュアル等の作成



第三次産業対策の類型化と普及

- ・個別業種、労働災害の発生要因ごとに、事業場で取り組むべき対策を類型化してとりまとめ

労働災害件数を減少させるための重点業種対策

現状と課題

陸上貨物運送事業は、労働災害の約7割が荷役作業中に発生しており、その多くは荷主先で発生しているため、運送事業者と荷主先などが協力して災害防止の取組を進める必要があります。

陸上貨物運送事業対策

【目標】労働災害による休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させる（H29/H24比）

荷役作業の労働災害防止対策の普及・徹底等

- ・荷役作業における安全ガイドラインの周知・普及

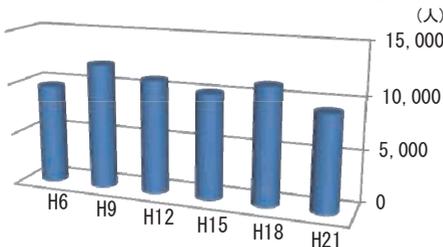
トラック運転者に対する安全衛生教育の強化

- ・トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策等を充実・強化

荷主による取組の強化

- ・モデル運送契約書の普及等により、運送事業者側と運送依頼側との荷役作業の役割分担を明確化

減少していない荷役作業中の労働災害



(出典：厚生労働省「労働災害原因要素の分析」)



荷主

運送事業者

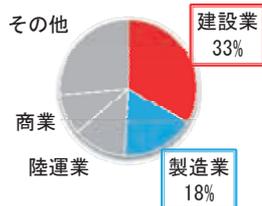
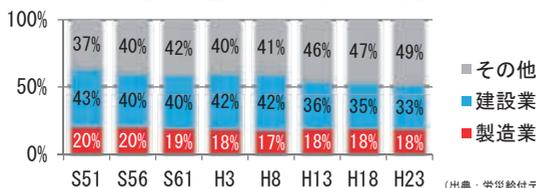
運送契約書を締結して、荷役作業の役割分担を明確化！

重篤度の高い労働災害を減少させるための 重点業種対策

現状と課題

1. 「墜落・転落災害」の半数以上が建設業で発生しています。東日本大震災の復旧・復興工事の本格化等によって人材が不足しており、全国的に人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことが懸念されます。
2. インフラの老朽化等により増加が見込まれる解体、改修等の各種工事の労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も、重要な課題です。

死亡災害の過半数を占める建設業・製造業



建設業対策

【目標】死亡者の数を20%以上減少させる (H29/H24比)

墜落・転落防止対策

- ・足場からの墜落・転落災害防止対策の推進
- ・はしご、屋根等からの墜落・転落災害防止機材等の開発、普及
- ・ハーネス型の安全帯の普及

震災の影響による人材不足等を踏まえた対策

- ・安全衛生に必要な経費の積算とその経費の関係請負人への確実な伝達
- ・建設現場の統括安全衛生管理の徹底

解体工事対策

- ・アスベストのばく露や飛散の防止の徹底
- ・解体、改修工事時の安全対策に係るガイドラインの策定

自然災害の復旧・復興工事対策

- ・自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底



重篤度の高い労働災害を減少させるための 重点業種対策

現状と課題

機械などへの「はさまれ・巻き込まれ」による死亡災害の4割近くが製造業で発生しています。

製造業対策

【目標】死亡者の数を5%以上減少させる（H29/H24比）

機械災害防止対策の推進

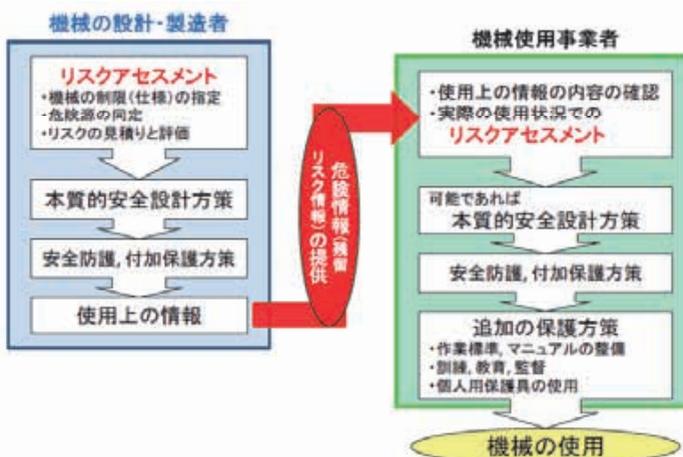
- ・機械災害が発生した事業場における原因究明と機械設備の本質安全化
- ・安全性に問題がある機械設備の提供者等による改善促進

労働災害防止団体と連携した取組

- ・安全衛生体制の弱い小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会の指導・援助活動を支援



製造段階からの機械の安全化の促進の流れ

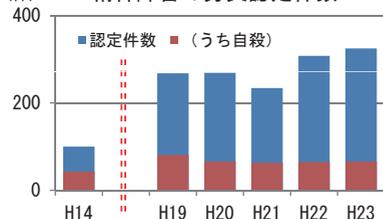


重点とする健康確保・職業性疾病対策

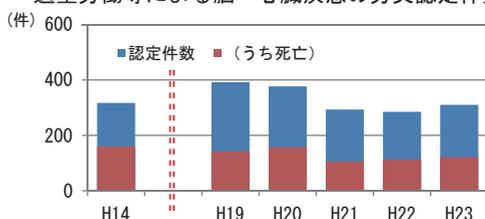
現状と課題

メンタルヘルス不調者を増やさないためには、不調者の早期発見・早期治療に加え、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境への改善が必要です。

精神障害の労災認定件数



過重労働等による脳・心臓疾患の労災認定件数



メンタルヘルス対策

【目標】メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする

メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

- ・管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進
- ・パワーハラスメント対策の推進
- ・ストレスのリスクを特定、評価するリスクアセスメントのような新たな手法の検討

ストレスへの気づきと対応の促進

- ・ストレスチェック等の取組の推進
- ・事業場内での相談体制の整備

取組方策の分からない事業場への支援

- ・特に取組が進んでいない小規模事業場に対する支援の強化

職場復帰対策の促進

- ・事業場規模に応じた職場復帰支援モデルプログラムの策定・提供
- ・メンタルヘルス不調者の職場復帰支援への支援措置の検討・充実

4つのケア

セルフケア

働く人が自らのストレスに気づき、予防対処する

ラインによるケア

管理監督者が日頃の職場環境の把握改善、部下の相談対応等を行う

事業場内産業保健スタッフ等によるケア

事業場内の産業医、保健師や人事労務管理スタッフが労働者や管理監督者等の支援や、具体的なメンタルヘルス対策の企画立案を行う

事業場外資源によるケア

事業場外の専門的な機関や専門家を活用し、その支援を受ける

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>



重点とする健康確保・職業性疾病対策

現状と課題

1. 労働者の心と体の健康の保持増進及び仕事と生活の調和の観点からも長時間労働の抑制が求められています。
2. 規制対象でない化学物質による健康障害防止対策が重要な課題です。

過重労働対策

【目標】 過労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる（H29/H23比）

健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・ 過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減
- ・ 健診結果、事後措置実施結果の効果的な活用手法の開発及び実施促進

働き方・休み方の見直しの推進

- ・ 疲労回復につながる休日・休暇の取得促進
- ・ 時間外労働の削減の推進

化学物質による健康障害防止対策

【目標】 GHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする

発がん性に着目した化学物質規制の加速

- ・ 化学物質の有害性情報の集約化
- ・ 発がん性に重点を置いた有害性情報等に基づく化学物質の有害性評価と対応の加速
- ・ 発がん性が疑われる段階での対策の強化

リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

- ・ 化学物質に関するリスクアセスメントの促進
- ・ 危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付促進
- ・ 省庁横断的な取組による合理的な化学物質管理体制の構築

作業環境管理の徹底と改善

- ・ 化学物質の性状や取扱量等の情報から、測定を行わずに作業環境中の濃度が推定できる手法の活用による健康障害防止措置の普及
- ・ 発散抑制装置の性能要件化の普及
- ・ 個人サンプラーによる濃度測定の見直し検討

GHSによる化学物質の危険有害性の絵表示の例



急性毒性
(飲み込むと有害)
など



急性毒性
(飲み込むと生命に危険)
など



金属腐食性
など



発がん性
など

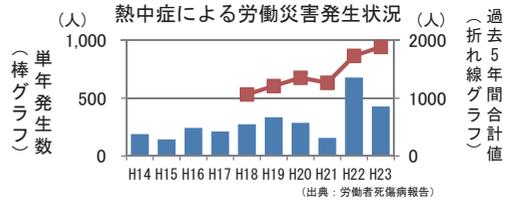


可燃性
など

重点とする健康確保・職業性疾病対策

現状と課題

業務上疾病の6割を占める腰痛や、夏季を中心に頻発する熱中症への対策強化が喫緊の課題です。



腰痛・熱中症対策

【腰痛目標】社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる (H29/H24比)

【熱中症目標】職場での熱中症による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる (H25～H29の合計値/H20～H24の合計値比)

腰痛予防対策

- ・腰痛予防教育の強化
- ・介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及
- ・重量物取扱い業務に対する規制の導入の検討

熱中症対策

- ・屋外作業に対する規制の導入の検討
- ・熱中症対策製品の客観的評価基準の策定

夏季に頻発する熱中症に注意！



熱中症対策

- ・WBGT値（暑さ指数）の低減
- ・休憩場所の整備
- ・作業時間の短縮
- ・水分・塩分の摂取

受動喫煙防止対策

【目標】職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下とする

普及・啓発

- ・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発
- ・事業者に対する効果的な支援の実施

受動喫煙防止対策の強化

- ・禁煙、空間分煙、その他飲食店での換気等

副流煙（受動喫煙）は主流煙よりも健康に悪影響

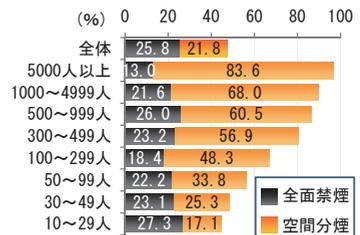
たばこの先から出る副流煙には、**ニコチン 2.8倍**、**タール 3.4倍**、**一酸化炭素 4.7倍**、**主流煙**よりも多く含まれています。

副流煙には、発がん性のある化学物質ベンゾピレン、ニトロソアミン等も含まれます。

年間約**6,800人**が受動喫煙による死亡者数の推計です。年間約6,800人。そのうち職場での受動喫煙が原因とみられるのは約3,600人。厚生労働省の研究班「今後のたばこ対策の推進に関する研究」より

子どもへの影響も大！ 受動喫煙によって引き起こされる体への害：肺がん、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など

受動喫煙防止対策への取組状況



業種横断的な取組

現状と課題

リスクアセスメント※の導入はすすんでいるものの、中小規模事業場への普及が進んでいません。また安全分野が先行して労働衛生分野の取組が進んでいない状況にあります。

※リスクアセスメントとは、職場にある様々な危険の芽（リスク）を見つけ出し、それにより起こることが予測される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、大きいものから順に対策を講じていく手法です。

リスクアセスメントの普及促進

中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

- ・ 中小企業向けマネジメントシステム導入マニュアルの作成

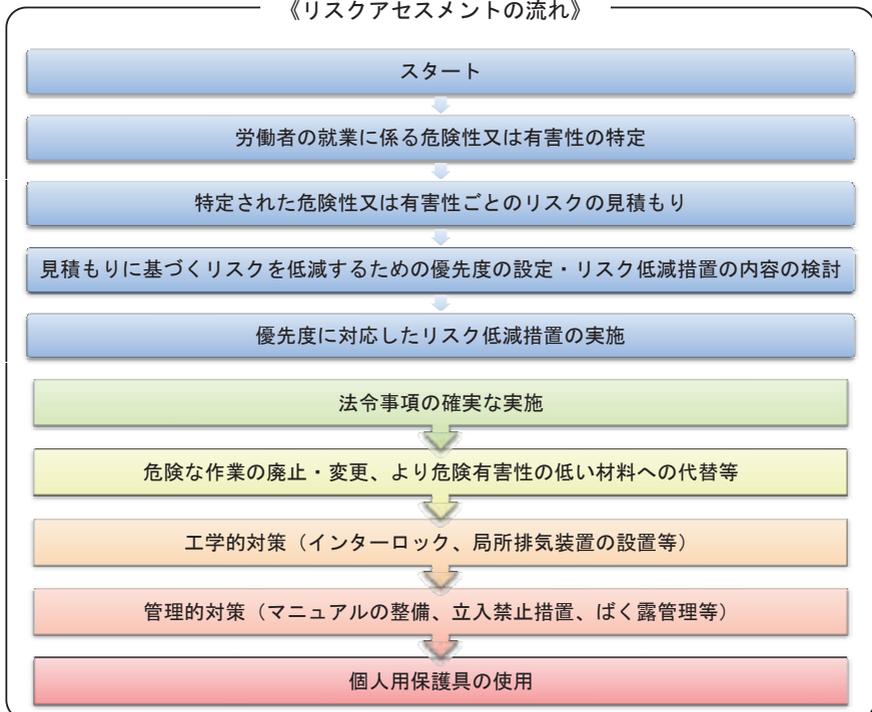
建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

- ・ 建設業労働災害防止協会との連携

労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

- ・ 専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスが可能な「コントロール・バンディング」の中小規模事業場への普及
- ・ 腰痛、熱中症等のリスクアセスメントマニュアル等の整備

《リスクアセスメントの流れ》



業種横断的な取組

現状と課題

1. 高齢労働者のさらなる増加に備え、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要があります。
2. 労働者の3人に1人を占める非正規労働者に関する安全衛生活動の実態を踏まえた対策が必要です。

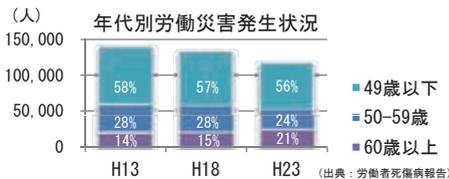
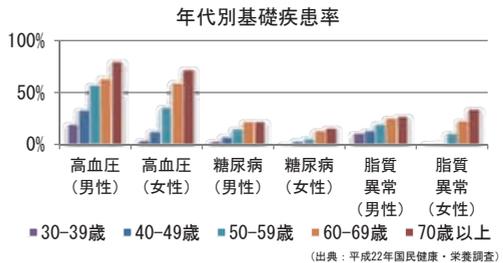
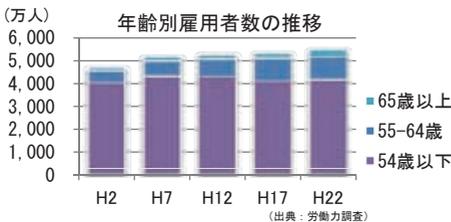
高齢労働者対策

身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

- ・ 段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保など職場の残留リスクの低減
- ・ 身体機能の低下を防ぐための運動の促進
- ・ 高齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの教育

基礎疾患等に関連する労働災害防止

- ・ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう健康管理、注意喚起
- ・ 基礎疾患が誘発しうる労働災害について、産業医や地域産業保健センター等を通じた周知徹底



非正規労働者対策

非正規労働者に関する安全衛生活動や労働災害の実態把握と対策の検討

- ・ 非正規労働者に対する雇い入れ時教育や健康診断などの安全衛生活動の実態や労働災害発生状況の把握及び必要な対策の検討

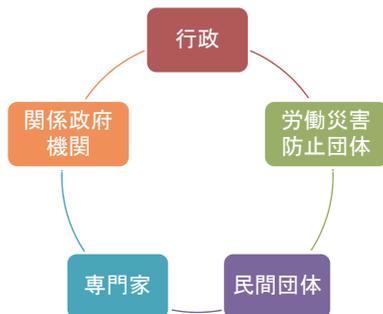
就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

- ・ 多様な就業形態が混在する労働現場における労働災害防止の責任の明確化

行政、労働災害防止団体、業界団体等の 連携・協働による取組

現状と課題

1. 3年連続で労働災害が増加するという厳しい状況に対応するため、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携・協働して取り組むことが必要です。
2. 社内で安全衛生の専門人材の育成が難しい企業からの求めに応じて、安全衛生業務を担う専門機関の育成と、企業が専門機関を活用しやすい仕組みの検討が必要です。



専門家と労働災害防止団体の活用

安全衛生分野の専門家の育成と活用

- ・労働安全・衛生コンサルタントの能力向上
- ・高度な専門性を有する民間専門家が、事業場の安全衛生水準の向上に一層活用される仕組みの検討
- ・安全衛生労使専門家会議の活用促進

労働災害防止団体の活動の活性化

- ・行政機関が保有する労働災害関連情報の提供による労働災害防止団体の役割強化
- ・所管する業界の労働災害防止活動への技術的指導・援助の計画的実施
- ・技術上のガイドラインの策定及び安全管理士、衛生管理士などを活用した運用

業界団体との連携による実効性の確保

安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用

産業保健機関、産業保健専門職の質の向上とその活用

- ・産業医や産業保健専門職で構成される産業保健機関の質の向上と活用
- ・労働者50人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について、国による援助の充実

事業場の安全衛生業務での外部専門機関の活用

- ・安全衛生の専門人材を集約化し、企業の安全衛生管理責任を側面支援する外部専門機関として育成
- ・外部専門機関を利用しやすい制度・環境の整備
- ・小規模事業場に対する活用支援

社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

現状と課題

1. 安全衛生対策は、企業の中でも十分に共有されていない場合もあり、一般社会でも認知度は必ずしも高いとはいえません。
2. 企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、経営トップの強い意識が重要です。

経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

- ・労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して、労働者の安全や健康に関する意識付け

労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表

労働環境水準の指標化

- ・労働環境水準を総合的・客観的に評価する指標の開発、普及

労働環境水準の高い業界や企業の積極的公表

- ・安全衛生の専門家から良い評価を得た企業を積極的にホームページ等で公表



厚生労働省では、安全への取組を企業価値を評価する一要素ととらえ、「あんぜんプロジェクト」のウェブサイトを開設し、メンバー企業の取組を紹介しています。メンバー企業の募集も行っています。

あんぜんプロジェクト

あんぜんプロジェクトは、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。

参加企業募集中!

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/registration/index.html>

社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

重大な労働災害を発生させ改善が見られない企業への対応

- ・法令違反による重大な労働災害を繰り返して発生させたような企業について、着実に労働環境の改善を図らせるため、一定の基準により企業名と労働災害の発生状況を公表することを含め検討

労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

不安全行動防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動

- ・労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例の情報提供

国民全体の安全・健康意識の向上

- ・地域、職域、学校が連携して、国民全体の危険に対する感受性向上や、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることを浸透



科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

現状と課題

1. 科学的根拠に立脚した安全衛生施策に必要な科学研究を推進するための資源が十分確保されていません。
2. 安全衛生施策は、諸外国の知見や施策の動向を踏まえて、規制や基準の整合性に配慮しながら進める必要があります。

労働安全衛生総合研究所等との連携による科学的根拠に基づく対策の推進

労働安全衛生総合研究所との一体的取組

- ・労働安全衛生総合研究所の調査研究と安全衛生施策との一体性・連携の強化
- ・安全衛生分野の研究について、労働安全衛生総合研究所が中核的役割を果たすよう機能強化

安全衛生関連研究の振興

- ・安全衛生分野の研究振興のための予算や、安全衛生研究に活用できる有用な情報の確保

国際動向を踏まえた施策推進

- ・労働安全衛生総合研究所の調査研究活動や、専門家、諸外国との交流を通じて、諸外国の最新の知見、動向を把握し、施策や規制の国際的整合性を担保

【独立行政法人労働安全衛生総合研究所とは】

独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、厚生労働省所管の独立行政法人として、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行っている研究所で、東京都清瀬市にある本部のほか、神奈川県川崎市に拠点を持っています。



その研究分野は建設現場の災害、機械による災害、化学プラントの爆発・火災などの予防対策から、職場のメンタルヘルス対策、化学物質やアスベストによる健康障害、職業がん、腰痛等の予防対策にいたるまで多岐にわたっています。

【厚生労働科学研究費補助金とは】

厚生労働省では、適切妥当な科学的根拠に立脚した行政施策を展開するため、厚生労働省所管の国立試験研究機関等で研究を行うのみならず、産官学の各分野が協力して新しい知見を生み出す必要があることから、研究費に対する補助金制度を設けています。



補助金の対象分野は多岐にわたりますが、その中のひとつで「労働安全衛生総合研究事業」を実施しており、様々な研究機関等が行う労働災害防止のための研究を支援しています。

発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

現状と課題

1. 外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注によって受注者が安全衛生対策に必要な経費が計上できないような状況にならないような取組が必要です。
2. 様々な立場の人が入り交じって仕事をする場所を管理する人の責任のあり方を検討する必要があります。
3. 産業現場で使われる機械設備の本質安全化に、機械設備の提供者も一定の責任を負う仕組みを検討する必要があります。

発注者等による安全衛生への取組強化

発注者等による安全衛生への取組強化

- ・ 外部委託による安全衛生上の配慮義務・責任逃れの発生防止
- ・ 自ら管理する施設等を第三者に使わせる場合の安全衛生管理責任のあり方の検討

荷主による取組の強化

- ・ モデル運送契約書による運送事業者側と運送依頼側との役割分担の明確化

建設工事発注者に対する要請

- ・ 安全衛生に必要な経費の積算と、その経費の関係請負人への確実な伝達
- ・ アスベストを含む建築物の解体工事の適正な発注への対応

製造段階での機械の安全対策の強化

機械の本質安全化の促進

- ・ 設計・製造・改造時のリスクアセスメント、残留リスク情報提供措置の強化
- ・ 一定水準の安全基準・規格が確保された機械の使用を奨励

機械災害の公表制度の導入

- ・ 機械の重大な欠陥により発生した労働災害の内容の公表を検討
- ・ 誤った使用方法により発生する労働災害事例を公表

機械等の技術基準の見直し

- ・ 技術の進歩に合わせた関係法令の見直しとJIS規格等の積極的な引用

労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討

- ・ 労働者の身を守ればよいという考え方ではなく、産業現場で発生する事故によって生じる労働者以外の人的・社会的被害（周辺住民、通行人、一般家屋などへの被害）を防ぐという観点も考慮し、他省庁の施策と連携

東日本大震災、東電福島第一原発事故を受けた対応

現状と課題

1. 東日本大震災の復旧・復興に向けた各種工事が本格化しており、被災地の状況に応じた労働災害防止対策を徹底する必要があります。
2. 建設業者、技術者、技能労働者などが被災地に集中することで、被災地以外の地域でも人材が不足するなど全国的に人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことが懸念されます。
3. 原子力発電所の廃炉に向けた作業や除染作業などでの被ばく防止対策を徹底させる必要があります。
4. 除染作業や生活基盤の復旧作業で、屋根など高いところからの墜落や重機災害などを防ぐ必要があります。

東日本大震災の復旧・復興工事対策

復旧・復興工事の労働災害防止

- ・被災地での労働災害防止対策の着実な実施
- ・除染作業等での高所からの墜落防止、重機災害の防止等を着実に実施

建設現場の統括安全衛生管理の徹底

- ・新規に建設業に就労する者に対する安全衛生教育の確実な実施等

震災後、平成24年12月末までに
691件の労働災害が発生！



原子力発電所事故対策

原発事故対応の体制整備

- ・被ばく線量管理体制の強化、線量計の確保等の準備状況を定期的に確認

原発事故対応作業と除染作業での放射線障害防止等

- ・原子力発電所の廃炉作業の被ばく防止対策、特別教育等の安全衛生管理の徹底
- ・緊急作業に従事した労働者に対するメンタルヘルスクアを含めた健康相談等の着実な実施
- ・除染作業等に携わる労働者の放射線障害防止対策の着実な実施

除染作業でも適切な被ばく防止対策が重要



安全衛生関係機関URL

厚生労働省

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
職場のあんぜんサイト <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>
こころの耳（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト）
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>
都道府県労働局・労働基準監督署
<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

労働災害防止団体

中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp>
建設業労働災害防止協会 <http://www.kensaibou.or.jp/>
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 <http://www.rikusai.or.jp/>
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 <http://kouwansaibou.or.jp/>
林業・木材製造業労働災害防止協会 <http://www.rinsaibou.or.jp/>

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

<http://www.jniosh.go.jp/>

独立行政法人労働者健康福祉機構

産業保健推進センター
<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



鹿児島労働局

平成 24 年における労働災害の発生状況について

1 概況

死傷災害については、平成 25 年 3 月末現在、1,701 人で前年同期に比べて 15 人、0.9%増加している。

死亡災害については、平成 25 年 3 月末現在、17 人で、前年同期に比べて 2 人、13.3%増加している。

重大災害については、平成 25 年 3 月末現在、5 件で、前年同期に比べて△1 件、16.7%減少している。

2 死傷災害の発生状況

(1) その他（第三次産業）では、死傷者数は 677 人となっており、前年同期に比べ 50 人、8.0%増加している。

(2) その他（第三次産業）のうちの社会福祉施設では、死傷者数は 128 人となっており、前年同期に比べ 40 人、45.5%増加している。

(3) 陸上貨物運送事業では、死傷者数は 171 人となっており、前年同期に比べ△11 人、6.0%減少している。

(4) 建設業では、死傷者数は 267 人となっており、前年同期に比べ 4 人、1.5%増加している。

(5) 製造業では、死傷者数は 357 人となっており、前年同期に比べ△14 人、3.8%減少している。

(6) 林業では、死傷者数は 55 人となっており、前年同期に比べ△10 人、15.4%減少している。

3 死亡災害の発生状況

(1) 業種別発生状況

ア その他（第三次産業等）では、死亡者数は 3 人となっており、前年同期に比べ△2 人、40.0%減少している。

イ 陸上貨物運送事業では、死亡者数は 3 人となっており、前年同期に比べ 1 人、50.0%増加している。

ウ 建設業では、死亡者数は 5 人となっており、前年同期に比べ 1 人、25.0%増加している。

エ 製造業では、死亡者数は3人となっており、前年同期と比べ増減なしとなっている。

オ 林業では、死亡者数は3人となっており、前年同期に比べ2人、200.0%増加している。

(2) 事故の型別発生状況

ア 全産業において、事故の型別の死亡者数が最も多いのは「墜落・転落」で、4人となっている。以下、「激突され」の3人、「交通事故（道路）」の3人、「飛来、落下」の2人、「はさまれ・巻き込まれ」の2人の順になっている。

イ 建設業における「墜落、転落」による死亡災害は3人で、前年同期に比べ2人、200.0%増加し、陸上貨物運送事業における「交通事故（道路）」による死亡災害は2人で、前年同期に比べ増減なしとなっている。

ウ 林業における事故の型別の死亡災害は、「飛来・落下」が1人、「崩壊・倒壊」が1人、「激突され」が1人となっている。

4 重大災害の発生状況

(1) 全産業において、重大災害の発生件数は1件で、前年同期に比べ増減なしとなっている。また、死亡者はいない。

(2) 事故の型は、交通事故である。

建設工事発注機関（国・県）との連絡協議会を

5月21日に開催します

鹿児島労働局管内の建設業における平成24年の労働災害発生状況は、休業4日以上死傷者数が267名（全産業の15.7%）と3年連続で増加しており、死亡者数も対前年比で1名増加し、5名の発生をみており、依然として高水準で推移している状況です。

このようなことから、建設工事発注機関との連携を密にし、工事発注段階からの安全確保についてより効果的な労働災害防止対策を確立することを目的として、「建設業の労働災害にかかる発注機関連絡協議会」を5月21日（火）に鹿児島合同庁舎において開催いたします。

当日は、午前中に国の発注機関と、午後に県の発注機関と連絡協議会をそれぞれ開催し、発注機関の果たす役割等について、検討・協議し、確認することとしています。

（労働基準部健康安全課）